

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、本校はその一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

(1) いじめの防止や早期発見

ア いじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

イ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを発達の段階に応じて指導し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレス等に適切に対処できる力を育む観点が必要である。

エ 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

オ いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

カ いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

キ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

ク 特に、保護者は、児童生徒にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要がある。

ケ いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(2) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

イ 教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解するとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制の整備が必要である。

(3) 地域や家庭・関係機関との連携

ア 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、学校運営協議会を活用したり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたりする等、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

イ より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築するように努めることが大切である。

ウ いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携が必要であり、関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが大切である。

エ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関等の専門機関と連携を図ったり、法務局等学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりすることも必要である。

第2 学校におけるいじめの防止等に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行なうため、「すこやか委員会（いじめ不登校対策委員会）」を設置する。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

【構成員】～全職員～

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画作成
- 生徒指導研修会の企画・立案
- アンケートの実施、結果・報告等の分析・考察
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定

- 要配慮児童への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置（別紙1参照）

（1）いじめの防止

ア 児童が主体となった活動

- (ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。
 - 全学年での交流活動の計画的実施
 - 各教科・領域での言語活動の充実
 - 奉仕活動の充実

- (イ) いじめの過去の事例等について全児童で学習する場を設け、いじめ防止についての理解を促す。

- 業間の活用

イ 教職員が主体となった活動

- (ア) 児童の規範意識を帰属意識を相互に高め、生徒指導の三機能を生かした自己有用感を育む授業づくりを目指す。

- 児童が「わかる」「できる」喜びを感じる授業の展開
 - 職員同士での授業参観の実施

- (イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的に教育相談を設け、きめ細かな相談体制づくりをする。

- 教育相談日の設定

- (ウ) 教科、道徳、学級活動等の時間を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許さないという人権感覚を育む。

- 教科、道徳、学級活動等の時間を中心とした道徳教育や情報モラル教育の実施

- 外部講師を招聘しての授業の実施

- (エ) いじめ防止のために、保護者や地域との連携を強化する。

- P T A 総会での学校経営方針説明

- オープンスクールの実施

- 家庭教育学級と連携した人権教育の推進

- 学校便りや学校 Web ページ等による積極的な情報発信

（2）いじめの早期発見（別紙2、3参照）

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

- 児童の発する具体的なサインの作成と共有

イ 毎月教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりをする。

- 教育相談週間の設定

- 担任以外の教職員との教育相談の実施

- いじめ相談窓口の設置

ウ いじめの実態把握のため、定期的にアンケート調査を実施する。

- 教育相談シートの活用

- エ すこやか委員会において、いじめにつながる情報や配慮の必要な児童についての情報等を収集し、教職員間での共通理解を図る。
- すこやか委員会での情報の共有
 - 進級時の確実な引き継ぎ
 - いじめ事例の記録と保管

(3) いじめに対する措置（別紙4参照）

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、即座にいじめ行為を止めさせる。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全を最優先に考えた対応を取る。
- いじめの事実について、管理職及び生徒指導主事に速やかに報告する。

イ 情報の共有

- 生徒指導主事は、いじめに関する情報を受けいじめを認知した場合、速やかにすこやか委員会の関係職員へ報告後、すこやか委員会を招集し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係の調査

- 速やかにすこやか委員会を開き、今後の対応について協議し、方針の決定を行う。
- 調査の時点であっても重大であると判断された場合、校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- 児童及び教職員の聞き取りに当たっては、担任の他、児童の話しやすい職員を選任する。
- 必要な場合には児童へのアンケート調査を行う。調査の実施に当たっては、児童及びその保護者に情報提供する可能性があることを念頭に置き、その旨を事前に調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援が必要な場合は、教育委員会や警察署等の関係機関に相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、隨時すこやか委員会で決定する。
- 事実関係が把握された時点で、すこやか委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
- 指導及び支援は、全職員で組織的に行う。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意する。

対象	指導及び支援と留意事項
いじめ	<p>【児童】</p> <p>いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で継続的に支援する。</p>

られ た児 童と その 保 護 者	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心の確保 ・心のケア ・今後の対策について、共に考える ・活動の場等の設定、承認、励まし ・温かい人間関係の醸成 <p>【保護者】</p> <p>全教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・じっくりと話を聞く ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す ・家族の会話を大切にするなどの協力を求める
いじめ た児童 とそ の保 護 者	<p>【児童】</p> <p>いじめは決して許されないという毅然とした態度で接するとともに内面を理解し、他人の痛みが分かるようにする指導を根気よく続ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実を確認する ・いじめの背景や要因の理解に努める ・いじめられた児童の苦痛に気づかせる ・今後の生き方を考えさせる ・必要がある場合は適切に懲戒を行う <p>【保護者】</p> <p>迅速に事実確認を行い、面談を実施して丁寧な説明を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童や保護者の心情に配慮する ・いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくことを伝え、保護者にもそのための協力を要請する ・何か変化や気づいたことがあれば報告してもらう <p>* 保護者同士の対立が起きた場合～中立・公平性を保ち関係調整を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和解を急がず、双方の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む ・管理職が率先して対応する ・教育委員会や関係機関との連携を密にする
全校児童	<p>自分たちでいじめを解決できる力を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勇気をもって「いじめはダメ」と言えるようにする ・自分の問題として捉えさせる ・望ましい人間関係の醸成 ・自己有用感が味わえる集団づくり

才 関係機関への報告

- 校長は速やかに教育委員会へ報告する。
- ケースによっては、警察にも通報し、対応する。

力 繼続指導・経過観察

- 全職員で見届け、見守りを行い、再発防止に努める。

キ いじめの解消

- いじめは単に謝罪をもって安易に解消とはできない。
- いじめに係る行為が止んでいること。少なくとも3ヶ月を目安とする。
- 被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと。再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて日常的に注意深く観察する。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

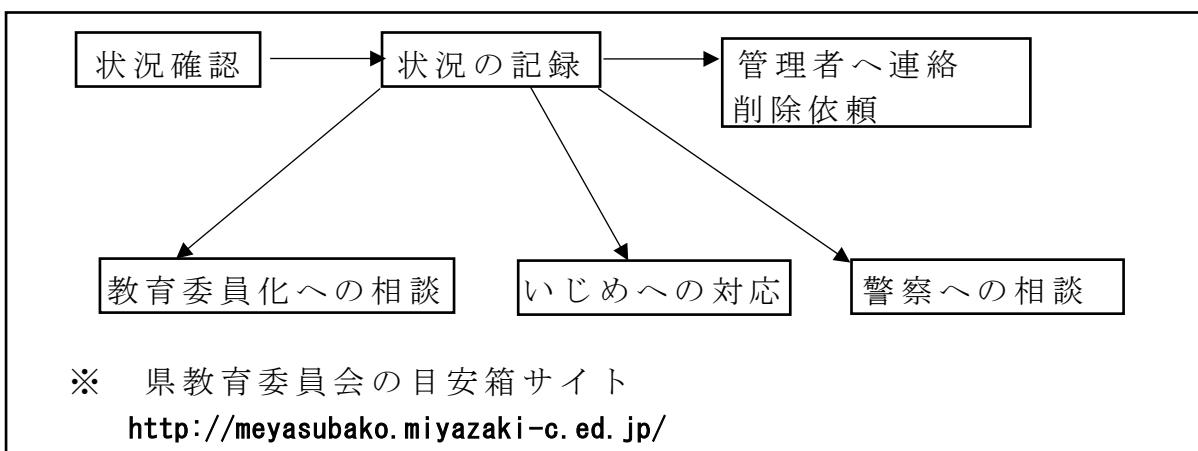
文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数のものの掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどを奨励し、保護者への啓発を図る。
- 教科や学級活動、その他の領域における活動において情報モラル教育の充実を図る。
- 家庭教育学級と連携し、ネット社会に関する講演会への参加を保護者に呼びかける。
- I C T 教育についての職員研修を行う。

ウ ネットいじめへの対処

- 県教育委員会の目安箱サイト等を活用し、ネットいじめの把握と対処に努める。
- 不当な書き込みを発見した際には、次の手順により対処する。



3 その他の留意事項

(1) 校長のリーダーシップによる対応

校長は積極的にリーダーシップを発揮して、夏尾小学校におけるいじめの防止等に関する取組を組織的・計画的に行えるよう必要な指導・助言を行う。

(2) 道徳教育や人権教育の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。なお、道徳科において児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるようとする。

(3) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(4) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施していく。

(5) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(6) いじめの防止等の取組の点検

県教育委員会が作成している生徒指導資料「いじめ・不登校等諸問題への対応～児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント～」等を活用しながら、いじめの実態把握の状況や学校におけるいじめ防止等の取組についての点検を行ない、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を図る。

(7) 地域や家庭・関係機関との連携

ア 地域や家庭との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようになるため、PTA、地域との連携を推進し、学校運営協議会等で学校と地域や家庭が組織的に連携し協働する体制を構築していく。また、新入学児童保護者への説明会において、幼児期のいじめ防止の重要性について啓発を行う。

イ 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、次のような関係機関と連絡を取り合いながら連携した対応をしていく。

① 市教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

② 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合

- ・ 犯罪等の違法行為がある場合
- ③ 福祉関係との連携
- ・ スクールソーシャルワーカーの活用（市教育委員会への依頼）
 - ・ 家庭の養育に関する指導・助言
 - ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握
- ④ 医療機関との連携
- ・ 精神保健に関する相談
 - ・ 精神症状についての治療、指導・助言

（8）都城市ならではの取組の充実

本校では、毎月「命の大切さを考える日」を設定する。学校行事や学校の行事と関連させ、命の大切さ、人権を守ることの大切さ、いじめを許さないことなどを内容とした指導を推進する。
(特に、7月第1週を強化週間とする。)

4 重大事態への対処

（1）市教育委員会への報告と協力

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとする。

○ 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 高額の金品を奪い取られた場合など

○ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ いじめが原因による年間欠席30日以上の場合

(一定期間連続した欠席がある場合は学校の判断による)

（2）調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会が、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3 他の事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針は、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

2 学校 Web ページ等での公開

学校のいじめ防止基本方針について、学校 Web ページ上で公開する。